

平成20年度 岐阜県立高等学校入学者選抜要項（抄）

（この要項の全文は、県内の各中学校及び各公立高等学校等に配布してあります。）

岐阜県教育委員会

全 日 制 の 課 程

第1 入学定員

県教育委員会において決定し、別に公示するところによる。

第2 通学区域

通学区域は、「岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則」（以下「通学規則」という。）による。

第3 特色化選抜

1 出願資格

- 次の（1）から（3）のいずれかに該当する者とする。
- （1） 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成20年3月卒業見込みの者
 - （2） 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成20年3月修了見込みの者（以下、中学校、これに準ずる学校、中等教育学校の前期課程を「中学校」という。）
 - （3） 学校教育法施行規則第63条各号の一に該当する者

「連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜」の実施校（岐阜県立揖斐高等学校及び岐阜県立八百津高等学校（以下「連携型高等学校」という。））へ、連携する中学校（揖斐高等学校にあっては揖斐川町立揖斐川中学校及び揖斐川町立北和中学校、八百津高等学校にあっては八百津町立八百津中学校及び八百津町立八百津東部中学校（以下「連携型中学校」という。））に在籍している者が出願する場合は、やむを得ない事情のある場合を除き、特色化選抜ではなく、同時に募集する連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜によるものとする。

なお、特色化選抜と連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜の双方に出願することはできない。

2 募集人員

- 特色化選抜の募集人員は、次のとおりとする。
- （1） 普通科（コースを含む。）理数科、英語科の募集人員は、当該学科の入学定員の10～20%の範囲で、各高等学校長が定める。
 - （2） 普通科（コースを含む。）理数科、英語科以外の学科の募集人員は、当該学科の入学定員の10～50%の範囲で、各高等学校長が定める。
- なお、各高等学校における募集人員の割合については、7月末日までに県教育委員会において発表する。

3 出 願

（1）出願校の選定

出願者は、通学規則に規定するところにより、1校の1学科又は1コース（入学者の募集の単位としての学科又はコースをいう。以下同じ。）を選定し、出願することができる。ただし、募集の単位がさらに分割して区分されている学科又はコースについては、その区分の1つを選定し出願するものとする。

（2）出願の期間

2月6日（水）から2月8日（金）まで
受付は、午前9時から午後4時（8日（金））にあっては正午）までとする。

（3）出願の手続

ア 出願者は、「特色化選抜入学願書」に必要事項を記入し、入学考査料として2,200円分の岐阜県収入証紙及び出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）をそれぞれ所

- 定の欄に貼付して在学（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）に提出する。
- イ 中学校長は、各出願者の入学願書と調査書等を各出願先高等学校に提出する。
 - ウ 出願者のうち、欠席日数の多い者は、「自己申告書」を提出することができる。
 - （ア）自己申告書は出願者本人及び保護者が記入し、中学校名、本人氏名を記入した封筒に入れて中学校長に提出する。
 - （イ）中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願書、調査書等とともに、出願先高等学校長に提出しなければならない。

4 選 抜

（1）検 査

- ア 検査の内容
出願者は、面接、小論文、実技検査、自己表現、特色化選抜学力検査のうちから、高等学校長が定める検査を受けなければならない。
- なお、検査の概要及び各高等学校の選抜に当たって各高等学校が示す「求める生徒像」については、7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校の検査の内容、実施期日、実施方法については、10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。
- イ 検査の期日と日程
2月14日（木）
ただし、各高等学校長の定めるところにより、検査を2月14日（木）及び2月15日（金）の両日にわたって実施することができる。
- 特色化選抜学力検査を実施する高等学校は、県教育委員会が作成した検査問題「検査A」、「検査B」の両方又は一方を、次の日程で実施する。

日	時 間 帯	検 査
2月14日	9：30～10：30	検査A
（木）	11：00～12：00	検査B

ウ 特色化選抜学力検査の配点

検査	国 語	理 科	英 語	数 学	社 会
検査A	40点	-----	20点	-----	40点
検査B	-----	40点	20点	40点	-----
合 計	40点	40点	40点	40点	40点

- ただし、特色化選抜学力検査を実施する高等学校においては、各高等学校長の定めるところにより、傾斜配点を実施することができる。その場合、各教科の得点に傾斜をかける倍率は、2倍を限度とする。
- なお、傾斜配点の実施校の当該学科・コース、区分、実施教科及び傾斜配点については、7月末日までに県教育委員会において発表する。
- エ 検査場
原則として、出願先高等学校とする。
- オ 携行品は、次のとおりとする。
- （ア）受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム
 - （イ）特色化選抜学力検査を受検する場合は、（ア）に加えて、コンパス、直定規
 - （ウ）その他受検に必要な事項については、各高等学校長が定める。

（2）入学者の選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録及び各高等学校で実施した検査（面接、小論文、実技検査、自己表現、特色化選抜学力検査）の結果（出願者から自己申告書が提出された場合は、

これを含む。)に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

5 選抜結果の通知等

(1) 通知の日時

2月21日(木) 午前10時以降

(2) 通知の方法等

ア 高等学校長は、本県の中学校に在学中の受検者については、中学校長に「入学者選抜結果通知書」を交付し、中学校長を経由して受検者本人に合否の結果を通知する。その際、中学校長を通して合格者に「合格通知書」を交付する。

イ 高等学校長は、アによる通知の他、2月21日(木)午前10時に、学校内において、合格者の受検番号を掲示するとともに、午前10時以降正午までに各学校のホームページ上に合格者の受検番号を掲載する。

第4 一般選抜

1 出願資格

「第3 特色化選抜」の「1 出願資格」の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、特色化選抜又は連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜においていずれの高等学校にも合格していない者。

2 募集人員

入学定員から特色化選抜及び連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜の合格者数を除いた者の数を募集人員とし、2月21日(木)に県教育委員会及び各高等学校において発表する。

3 出 願

(1) 出願校の選定

出願者は、通学規則に規定するところにより、1校の1学科又は1コースを選定し、出願することができる。

ただし、次のアからウのいずれかに該当する場合については、同一校の他の学科又はコースに限り第2志望とすることができる。

ア 理数科又は英語科に出願する者が普通科を第2志望とするとき。

イ 普通科に出願する者が当該普通科に属するコースを第2志望とするとき又は普通科に属するコースに出願する者が当該コースが属する普通科を第2志望とするとき。

ウ 農業、工業、商業、生活産業、情報のいずれかの分野に属する学科に出願する者が同一分野に属する他の学科を第2志望とするとき。

(2) 出願の期間

2月27日(水)から3月4日(火)まで

ただし、2月29日(金)正午～3月3日(月)は除く。

受付は、土曜日、日曜日を除き午前9時から午後4時(3月4日(火)にあつては正午)までとする。

(3) 出願の手続

「第3 特色化選抜」の「3 出 願」の「(3) 出願の手続」に準ずる。

ただし、入学願書については「一般選抜入学願書」を使用すること。

(4) 出願先の変更

ア 出願先の高等学校又は学科若しくはコースを変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更に当たって入学願書の返付を受けた場合は、もとの出願先へ再出願することはできない。

ウ 出願先の変更期間は、3月5日(水)から3月7日(金)までとし、受付は、午前9時から午後4時(7日(金)にあつては正午)までとする。

エ 出願先を変更しようとする者は、中学校長に、「出願先変更願」及び受検票を提出すること。

4 選 抜

(1) 検 査

ア 検査の内容

出願者は、この要項に定める一般選抜学力検査を受けなければならない。また、高等学校長はその定めるところにより、面接、小論文、実技検査を実施することができる。

なお、面接、小論文、実技検査の実施の有無については、7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校における面接、小論文、実技検査の内容、実施期日、実施方法については、10月末日までに関係高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

イ 一般選抜学力検査の期日と日程

日	時 間 帯	教 科
3月13日 (木)	9:30～10:15	国 語
	10:35～11:20	理 科
	11:40～12:25	英 語
	12:25～13:15	(昼食)
	13:15～14:00	数 学
	14:20～15:05	社 会

ウ 面接、小論文、実技検査の実施期日は、3月13日(木)又は3月14日(金)とする。

エ 一般選抜学力検査の配点

一般選抜学力検査の配点は、各教科100点とする。ただし、普通科の自然科学コース、理数科、英語科、職業学科の国際関係学科においては、各高等学校長の定めるところにより、傾斜配点を実施することができる。

この場合、傾斜配点を実施する教科については、(ア)英語科、職業学科の国際関係学科においては、英語

(イ)普通科の自然科学コース、理数科においては、数学及び理科のうちから1教科又は2教科とする。

また、その教科の得点に傾斜をかける倍率は、1.5倍を限度とする。

なお、傾斜配点の実施校の当該学科・コース、実施教科及び傾斜配点については、7月末日までに県教育委員会において発表する。

オ 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

カ 携行品は、次のとおりとする。

(ア)受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

(イ)その他受検に必要な事項については、各高等学校長が定める。

(2) 入学者の選抜方法

ア 高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録、一般選抜学力検査及び各高等学校で実施した検査(面接、小論文、実技検査)の結果(出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。)に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

イ 調査書に記入された各学年、各教科の学習の記録の評定(目標に準拠した5段階の評定)の合計値と一般選抜学力検査の結果の比率については、7:3、6:4、5:5、4:6、3:7のうちから各高等学校長が定める。

なお、各高等学校の比率については、7月末日までに県教育委員会において発表する。

5 合格者の発表等

(1) 発表の日時

3月19日(水) 午前9時

(2) 発表の方法等

出願した高等学校において、合格者の受検番号を掲示して発表するとともに、中学校長に合否の結果を「入

学者選抜結果通知書」により通知する。

また、出願した高等学校で合格者に「合格通知書」を交付する。

第5 連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜

1 実施校

岐阜県立揖斐高等学校及び岐阜県立八百津高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）を実施する。

2 出願資格

岐阜県立揖斐高等学校にあっては、揖斐川町立揖斐川中学校及び揖斐川町立北和中学校のいずれかの中学校を、また、岐阜県立八百津高等学校にあっては、八百津町立八百津中学校及び八百津町立八百津東部中学校のいずれかの中学校を、平成20年3月卒業見込みの者で中高連携した学習に関する課題レポート（以下「課題レポート」という。）を提出できる者。

3 募集人員

連携型選抜における募集人員の用途は、連携型中高一貫教育の趣旨を踏まえて入学定員の範囲内で各連携型高等学校の校長（以下「連携型高等学校長」という。）が定める。なお、募集人員の用途の発表は入学定員決定時に県教育委員会が行う。

4 出 願

（1）出願の期間

2月6日（水）から2月8日（金）まで

受付は、午前9時から午後4時（8日（金）にあっては正午）までとする。

（2）出願の手続

ア 出願者は、「連携型選抜入学願書」に必要事項を記入し、入学審査料として2,200円分の岐阜県収入証紙及び6か月以内に撮影した無帽・正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）をそれぞれ所定の欄に貼付して、「課題レポート」（連携型高等学校長が指定する様式）とともに「2 出願資格」に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）の校長（以下「連携型中学校長」という。）に提出する。

イ 連携型中学校長は、各出願者の入学願書と調査書等を連携型高等学校長に提出する。

ウ 出願者のうち、欠席日数の多い者は、「自己申告書」を提出することができる。

（ア）自己申告書は出願者本人及び保護者が記入し、中学校名、本人氏名を記入した封筒に入れて連携型中学校長に提出する。

（イ）連携型中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願書、調査書等とともに、連携型高等学校長に提出しなければならない。

5 選 抜

（1）検 査

ア 検査の内容

出願者は、面接及び小論文の検査を受けなければならない。

イ 検査の期日

2月15日（金）

ウ 検査場

原則として、出願先の連携型高等学校とする。

エ 携行品は、次のとおりとする。

（ア）受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

（イ）その他受検に必要な事項については、連携型高等学校長が定める。

（2）入学者の選抜方法

連携型高等学校長は、連携型中学校長から提出された各出願者の調査書の記録、「課題レポート」及び面接、小論文の結果（出願者から自己申告書が提出され

た場合は、これを含む。）に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

6 選抜結果の通知等

（1）通知の日時

2月21日（木）午前10時以降

（2）通知の方法等

ア 連携型高等学校長は、連携型中学校長に「入学者選抜結果通知書」を交付し、連携型中学校長を経由して受検者本人に合否の結果を通知する。その際、連携型中学校長を通して合格者に「合格通知書」を交付する。

イ 連携型高等学校長は、アによる通知の他、2月21日（木）午前10時に、学校内において、合格者の受検番号を掲示するとともに、午前10時以降正午までに各学校のホームページ上に合格者の受検番号を掲載する。

第6 帰国生徒・外国人生徒等に係る入学者の選抜

帰国生徒・外国人生徒等については、すべての学校、学科、コースで、全日制の課程の一般選抜において、特別の入学者選抜方法によることができる。

検査は、「国語」、「数学」、「英語」の3教科及び面接、小論文を実施する。また、各高等学校長の定めるところにより、実技検査を実施することができる。

ただし、外国人生徒については、「国語」、「数学」、「英語」の3教科にかえて、基礎的な日本語能力をみる検査を課することができる。

実技検査の実施の有無、外国人生徒に対する基礎的な日本語能力をみる検査の有無については、7月末日までに県教育委員会において発表する。なお、詳細については、下記あてに問い合わせること。

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県教育委員会 学校支援課

<電話058-272-1111(内線3679)>

定 時 制 の 課 程

第1 入学定員

県教育委員会において決定し、別に公示するところによる。

第2 通学区域

通学区域は、「岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則」（以下「通学規則」という。）による。

第3 特色化選抜

1 出願資格

「全日制の課程」の「第3 特色化選抜」の「1 出願資格」に同じである。

2 募集人員

特色化選抜の募集人員は、入学定員とする。

3 出 願

（1）出願校の選定

出願者は、通学規則に規定するところにより、1校の1学科又は1部（入学者の募集の単位としての学科又は部をいう。以下同じ。）を選定し、出願することができる。ただし、募集の単位がさらに分割して区分されている学科又は部については、その区分の1つを選定し出願するものとする。

（2）出願の期間

2月6日（水）から2月8日（金）まで

受付は、午前9時から午後4時（8日（金）にあっては正午）までとする。

(3) 出願の手続き

「全日制の課程」の「第3 特色化選抜」の「3 出願」の「(3) 出願の手続」に準ずる。

ただし、入学考査料として950円分の岐阜県収入証紙を、入学願書に貼付すること。

4 選 抜

「全日制の課程」の「第3 特色化選抜」の「4 選 抜」に同じである。

5 選抜結果の通知等

「全日制の課程」の「第3 特色化選抜」の「5 選抜結果の通知等」に同じである。

第4 一般選抜

1 出願資格

「全日制の課程」の「第4 一般選抜」の「1 出願資格」に同じである。

2 募集人員

「全日制の課程」の「第4 一般選抜」の「2 募集人員」に同じである。

3 出 願

(1) 出願校の選定

出願者は、通学規則に規定するところにより、1校の1学科又は1部を選定し、出願することができる。ただし、部、部、部を設置する高等学校においては、他の部を第2志望とすることができる。

(2) 出願の期日

3月21日(金)

受付は、午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願の手続

「全日制の課程」の「第3 特色化選抜」の「3 出 願」の「(3) 出願の手続」に準ずる。

ただし、入学願書については、「一般選抜入学願書」を使用し、入学考査料として950円分の岐阜県収入証紙を、入学願書に貼付すること。

4 選 抜

(1) 面接等の実施

ア 出願者全員に対して、面接と小論文を実施する。また、各高等学校長の定めるところにより、各高等学校で作成する基礎的な学力をみる検査を課することができる。

なお、基礎的な学力をみる検査の実施の有無については、7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校における面接、小論文、基礎的な学力をみる検査の内容、実施方法については、10月末日までに関係高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

イ 実施期日

3月25日(火)

ウ 実施場所

原則として、出願先高等学校とする。

(2) 入学者の選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録及び面接、小論文の結果及び基礎的な学力をみる検査を実施した場合はその結果(出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。)に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

5 合格者の発表等

(1) 発表の日時

3月27日(木) 午前9時

(2) 発表の方法等

「全日制の課程」の「第4 一般選抜」の「5 合格者の発表等」の「(2) 発表の方法等」と同じである。

通 信 制 の 課 程

1 入学定員

県教育委員会において決定し、別に公示するところによる。

2 通学区域

通学区域は、「岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

「全日制の課程」の「第3 特色化選抜」の「1 出願資格」に同じである。

4 出 願

(1) 出願の期間

3月4日(火)から3月28日(金)まで

受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前10時から午後4時までとする。

(2) 出願の手続等

出願者は、出願先高等学校から入学願書の用紙の交付を受けて必要な事項を記入し、「調査書」を添えて、出願先高等学校長に提出する。

5 選 抜

高等学校長は、書類審査と面接により入学者の選抜に当たる。ただし、各高等学校長の定めるところにより、小論文、基礎的な学力をみる検査を実施することができる。

なお、小論文、基礎的な学力をみる検査の実施の有無については、7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校における面接、小論文、基礎的な学力をみる検査の内容、実施期日、実施方法については、10月末日までに関係高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

6 選抜結果の通知

高等学校長は、入学者の選抜結果を出願者に通知する。

入学者選抜に関する注意事項

- 出願者数は、出願締め切り後、出願先高等学校の校内に掲示する。また、全日制の課程の一般選抜の出願先変更期間中は、正午、午後4時現在の出願者数を校内に掲示する。なお、出願先変更締め切り時における出願者数も校内に掲示する。電話等による問い合わせには応じない。
- 検査場となる学校を前もって見学したいときは、必ず事務室で許可を受けること。この場合、校舎内の見学は許されない。
- 検査当日の検査場への集合時刻は、全日制の課程の一般選抜にあっては、3月13日(木)午前8時30分とする。なお、高等学校から特に指示のあった場合は、それに従うこと。また、全日制の課程及び定時制の課程の特色化選抜、全日制の課程の連携型選抜、定時制の課程の一般選抜及び通信制の課程の選抜にあっては、出願先高等学校の指示によること。
- 受検者に、病気、その他の事故が発生したときは、速やかに出願先高等学校に連絡すること。
- 合格者の通知及び発表に関する電話等による問い合わせには応じない。
- その他不明な点は、出願先高等学校に問い合わせること。